

める事項は、共同担保目録の記号及び目録番号とする。

(共同担保の根抵当権の分割譲渡の登記の申請情報)

第四十条 令別表二の七の項申請情報欄の法務省令で定める事項は、共同担保目録の記号及び目録番号とする。

第四十一条 及び第四十二条 削除

(製造地の変更の登記の手続)

第四十三条 登記官は、令第三十二条第一項の申請に基づき製造地の変更による変更の登記をしたときは、変更後の製造地を管轄する登記所に該登記に係る製造中の船舶についての登記記録及び登記簿の附属書類又はその謄本を移送しなければならない。

(製造中に抵当権の登記がされた船舶についての登記の手続)

第四十四条 登記官は、製造中に抵当権の登記がされた船舶について所有権の保存の登記をするときは、当該抵当権の登記をした登記記録に登記事項を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の所有権の保存の登記をしたときは、表題部に記録した製造中の船舶の表示並びに権利部に記録した所有者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びに第三十八条第二項の規定による記録を抹消する記号を記録しなければならない。

3 登記官は、第一項の所有権の保存の登記をした場合において、当該登記に係る船舶の船籍港の所在地が他の登記所の管轄に属するときは、遅滞なく、当該船籍港を管轄する登記所に当該船舶についての登記記録及び登記簿の附属書類又はその謄本を移送しなければならない。

(登記事項証明書の交付の請求情報等)

第四十五条 登記事項証明書、請求に係る船舶についての製造地を管轄する登記所の登記簿に製造中の船舶の登記がないことを証する書面又は令第三十三条第二項に規定する書面(以下「登記事項要約書」という)の交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報(以下この章並びに第四十九条において準用する不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百二条の十四第一項及び第六項において「請求情報」という)を登記所に提供しなければならない。

1 請求人の氏名又は名称

二 船舶にあつては、船名、種類及び船籍港三 製造中の船舶にあつては、製造番号その他

四 交付の請求をする場合にあつては、請求に係る書面の通数

五 登記事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第四十九条において準用する不動産登記規則第百九十六条第一項第一号から第四号まで(同条第二項において準用する場合を含む)に掲げる登記事項証明書の区分

六 登記事項証明書の交付を請求する場合において、共同担保目録又は信託目録に記録された事項について証明を求めるときは、その旨を含む)に掲げる登記事項証明書の区分

七 送付の方針により登記事項証明書の交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所から第三号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。

一 請求人の住所

二 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名

三 代理人によつて請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四 令第三十四条第一項の規定により附屬書類の閲覧を請求するときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五 令第三十四条第二項の規定により附屬書類の閲覧を請求するときは、閲覧する附屬書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨

六 登記事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。

7 法人である代理によつて第一項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

8 令第三十四条第一項の法務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力して表示する方法とする。

(登記事項証明書等の交付の請求の方法等)

第四十六条 前条第一項の交付の請求又は同条第二項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面(第四十九条において準用する不動産登記規則第二百二条の十四第四項、第二百三条並びに第二百四条第一項及び第二項において「請求書」という)を登記所に提出する方法によりしなければならない。

2 登記事項証明書の交付(送付の方法による交付を除く)の請求は、前項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、登記官が管理する入出力装置に請求情報を入力する方法によりすることができる。

3 登記事項証明書の交付の請求は、前二項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合において、登記事項証明書を登記所で受領しようとするときは、その旨を請求情報の内容としなければならない。

(登記事項証明書の作成及び交付)

4 第二項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附屬書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めがあつたときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

5 第二項の閲覧の請求をするときは、その旨を請求情報の内容としなければならない。

第四十七条の二 第四十六条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付の請求をした者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める情報を当該登記所に提供しなければならない。

(登記事項証明書の受領の方法)

第四十七条の三 法務大臣は、第四十九条において準用する不動産登記規則第二百二条の十二第一項各号に掲げる事項を記録する公示用住所管理ファイルを備えるものとする。

2 令第三十三条第三項において準用する不動産登記規則による申出(第四十九条において準用する不動産登記規則第二百二条の十六第一項の規定による申出(第四十九条において準用する同令第四章第三節において「代替措置等申出」という))は、次に掲げる事項を記載した書面押印しなければならない。この場合において、登記官は、登記事項証明書を作成す

ただし、当該法人の会社法人等番号(商業登記法第七条(他の法令において準用する場合を含む)に規定する会社法人等番号をいう。次項及び第六項において同じ。)をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

6 第二項の閲覧の請求を代理人によつてするとときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。ただし、支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であつて、その旨の登記がされているものが法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

7 法人である代理人によつて第一項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

8 令第三十四条第一項の法務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力して表示する方法とする。

(登記事項証明書等の交付の請求の方法等)

第四十六条 前条第一項の交付の請求又は同条第二項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面(第四十九条において準用する不動産登記規則第二百二条の十四第四項、第二百三条並びに第二百四条第一項及び第二項において「請求書」という)を登記所に提出する方法によりしなければならない。

2 登記事項証明書の交付(送付の方法による交付を除く)の請求は、前項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、登記官が管理する入出力装置に請求情報を入力する方法によりすることができる。

3 登記事項証明書の交付の請求は、前二項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合において、登記事項証明書を登記所で受領しようとするときは、その旨を請求情報の内容としなければならない。

(登記事項証明書等における代替措置)

第四十七条の三 法務大臣は、第四十九条において準用する不動産登記規則第二百二条の十二第一項各号に掲げる事項を記録する公示用住所管理ファイルを備えるものとする。

2 令第三十三条第三項において準用する不動産登記規則による申出(第四十九条において準用する不動産登記規則第二百二条の十六第一項の規定による申出(第四十九条において準用する同令第四章第三節において「代替措置等申出」という))は、次に掲げる事項を記載した書面押印しなければならない。この場合において、登記官は、登記事項証明書を作成す

第一項 百九十八条	第二百九十八条 第一項	第三項 第二百二条	第四項 第二百二条の所在	第五項 法第百二十一 条第三項又は 別記第十二号	第六項 式 別記第五号様	第七項 式 別記第四号様
項 の 第 二 百 二 条 第 五 第 三 条	項 第 四 号 第 二 百 二 条 第 五 第 二 条	項 の 第 二 百 二 条 第 四 第 三 条	項 の 第 二 百 二 条 第 四 第 四 项	第二百二条 の 場合 を 含 む。	地 不動産の所在 の 船舶登記令 の 所在地又は 船舶登記規 則 の 船籍港 の 所在地又は 船舶登記規 則 の 製造地	船 舶 登 記 規 則 の 製 造 地
第五項まで 第二百二条の 四第二項から	号 第二百二条の 四第一項第四 項	三項 第二百二条の 四第一項第四 項	第一項各号 第二百二条の 四第一項第四 項			
項 四 項 及 び 第 五 条 第 二 百 二 条 第 四 第 五 号	号 第二百二条の 三第二百二条の 四第二項、第 四項及び第五 号	船舶登記規 則 船舶登記規 則 船舶登記規 則 船舶登記規 則	船舶登記規 則 船舶登記規 則 船舶登記規 則 船舶登記規 則	第三項各号 第二百二条の 三第二百二条の 四第二項第四 項		

(施行期日)
第一条 この省令は、令の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。
(経過措置)

二条 この省令による改正後の船舶登記規則（以下「新規則」という。）の規定は、この附則に別段の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項に適用する。ただし、改正前の船舶登記取扱手続（以下「旧令」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

この省令の施行前にした旧令の規定による部分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがある場合を除き、新規則の相当規定によつてしたものとみなす。

三条 新規則中電子申請に関する規定は、令附則第五条第一項において準用する不動産登記法附則第六条の指定（以下「第六条指定」といふ。）の日から当該指定に係る登記手続について適用する。

第六条指定がされるまでの間、各登記所の登記手続についての新規則の規定の適用については、新規則第十三条第二項、第六項及び第八項中「登記識別情報の通知」とあるのは「登記済証の交付」と、同条第三項中「登記識別情報が提供された」とあるのは「登記済証が提出された」と、新規則第四十九条において準用する不動産登記規則第七十条中「法第二十二条」とあるのは「令第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法第二十二条（令附則第五条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）」と、新規則第四十九条において準用する不動産登記規則第七十七条中「登記識別情報」とあるのは「登記済証」とする。

第六条指定を受けていない登記所において、年月日及び受付番号、順位番号並びに登記済みの旨を記載し、これに登記所の印を押印し、かつ、これを登記名義人に還付しなければならぬ。

一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十九号）附則第六条第一項」と、「第二条第四項」とあるのは「船舶登記規則及び農業用動産抵当登記規則の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十九号）附則第六条第一項」と、同条第四項中「令第九条第四項前段」とあるのは「船舶登記規則及び農業用動産抵当登記規則の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十九号）附則第六条第一項」と、「令第九条第一項」とあるのは「船舶登記規則及び農業用動産抵当登記規則の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十九号）附則第六条第一項」と、「同項」とする。

これに基づき共同担保目録又は信託目録を作成しなければならない。この場合には、必要に応じ、作成した共同担保目録又は信託目録に新たに記号又は目録番号を付さなければならぬ。
第二項の場合において、同項の書面に船舶登記令第三十五条第一項及び第二項において読み替えて準用する不動産登記法第八十三条第一項第四号、船舶登記令別表一の十五の項申請情報欄ハ若しくは同十六の項申請情報欄ニ、船舶登記令別表二の一の項申請情報欄ハ若しくは同二の項申請情報欄ニ又は新船舶登記規則第十九条において読み替えて準用する不動産登記規則第百六十六条规定若しくは第百六十八条第一項若しくは第二項若しくは第四項の規定により記録された事項の記載があるときは、乙登記所の登記官によれば、登記用紙に前項の規定によつて付した記号

項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、前条第二項後段中「記載」とあるのは「記録」と、「登記官印を押印しなければ」とあるのは「登記官の識別番号を記録しなければ」と、同条第四項中「同項の書面」とあるのは「移送を受けた登記用紙」と、「登記用紙」とあるのは「登記記録」と、「記載しなければ」とあるのは「記録しなければ」と読み替えるものとする。

第九条 第一項から前項までの規定は、新船舶登記規則第四十四条第三項に規定する場合に準用する。

(船舶等に関する共同担保目録)

第九条 共同担保目録に関する事務について第二条第二項指定を受けていない登記所(以下「船舶共担未指定登記所」という。)において二以上(船名又は製造所の船名)の氏名確立の登記所

3 前二項の規定により提出しなければならない。

4 共同担保書面には、前の登記に係る船舶の表示又は製造中の船舶の表示を記載しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定により共同担保書面が提出された場合において、前の登記に関する共同担保目録があるときは、新たに提出される共同担保書面は当該前の登記に関する共同担保目録の一部とみなす。

旧船舶登記規則第二十八条の規定は、第一項及び第二項の規定により船舶共担未指定登記所に提出すべき共同担保書面について、なおその効力を有する。この場合においては、不動産登記規則第六百六十七条第一項第三号イの規定を準用する。

第十一条 船舶共担未指定登記所においては、共同

3
改正政令の施行の際 現に改正政令による改
正前の船舶登記令の規定により行われている第
一項に規定する手続については、なお従前の例
による。第二条第一項指定を受けない事務
が第二条第二項指定を受けた際、現に当該事務
について第一項の規定により行われている手續
についても、同様とする。

又は目録番号を用いて当該事項を記載しなければならない。

第一項に規定する場合において、新船舶登記規則第三十七条规定及び第四十三条の規定に基づいて移送するときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する登記記録を送付することを要しない。

第一項から前項までの規定は、新船舶登記規則第四十四条第三項に規定する場合に準用す。

2 担保目録つづり込み帳を備える。
船舶共担未指定登記所において船舶登記令第三十五条第一項及び第二項において読み替えて準用する不動産登記法第十八条第一号に規定する方法による申請（以下附則第十一条第二項において「電子申請」という。）により共同担保目録に記録すべき情報が提供されたときは、登記官は、書面で共同担保目録を作成しなければならない。

第一項 船舶の船籍登録の所に在る者に就き、該船舶の製造地が当該船舶又は製造中の船舶に係る事務について第二条第二項指定を受けている甲登記所の管轄から當該事務について第二条第二項登記所の管轄に移送するには、甲登記所の當該船舶又は該船舶の登記記録、共同担保目録又は信託目録を乙登記所に移送するには、甲登記所の當該船舶又は該船舶の登記記録、共同担保目録又は信託目録を乙登記所に提出する。但し、前項の規定によつて甲登記所の管轄に転属した場合において、甲登記所が当該船舶又は製造中の船舶の登記記録、共同担保目録又は信託目録を乙登記所に提出するには、甲登記所の當該船舶又は該船舶の登記記録、共同担保目録又は信託目録を乙登記所に提出する。

(第一条第二項指定を受けていない登記所からの
の移送)

2 船舶についての抵当権の設定の登記をした後同一の債権を担保するため他の二以上の船舶又は製造中の船舶についての抵当権の設定又は処分の登記を申請する場合において、前の登記に他の登記所の管轄に属する船舶又は製造中の船舶に関するものがあるときであっても、一の其同担保書面を添付すれば足りる。

一又は二以上の船舶又は製造中の船舶についての抵当権の設定の登記をした後、船舶共担未ての抵当権の設定の登記をした後、船舶共担未

前項の規定による共同担保目録は、第一項の共同担保目録つづり込み帳につづり込むものとする。

前条第一項から第三項までの規定により船舶共担未指定登記所において書面申請により共同担保書面が提出されたときは、当該書面は、船舶登記令第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法第八十三条第二項の共同担保目録とみなす。この場合には、当該書面

2 又は信託目録に記録された事項を記載した書面を送付しなければならない。

受けた登記用紙に記載された事項を登記証録に記録しなければならない。ただし、改正政令第二条第二項に規定する電子情報処理組織による取扱いに適合しないものは、この限りでない。

乙登記所の登記官は、前項の規定による記録を作ったときは、移送を受けた登記用紙を閉鎖しなければならない。

乙登記所の登記官は、第一項に規定する場合において、移送を受けた共同担保目録又は信託目録があるときは、これに基づき共同担保目録

指定登記所において同一の債権を担保するため他の一の船舶又は製造中の船舶についての抵当権の設定又は処分の登記を申請する場合における共同担保目録に記録すべき情報の提供方法については、なお従前の例による。ただし、一の船舶又は製造中の船舶についての抵当権の設定の登記をした後、同一の債権を担保するため他の一の船舶又は製造中の船舶についての抵当権の設定又は処分の登記を申請する場合において、前の登記が他の登記所の管轄に属する船舶

乙登記所が第一項の規定により共同担保目録又は信託目録に記録された事項を記載した書面の送付を受けたときは、乙登記所の登記官は、

4 又は信託目録を作成しなければならない。
前条第二項後段及び第四項の規定は第一項本文の場合について、前条第三項後段の規定は前

又は製造中の船舶に関するものであるときであつても、一の共同担保書面を添付すれば足りる。

その日金を手にしたのによることとする。

- 8 共同担保目録つづり込み帳は、記号ごとに別冊とするものとする。ただし、分冊にすることを妨げない。

9 新船舶登記規則第四十九条において読み替えで準用する不動産登記規則第三十二条第一項（附則第四条第四項の規定により読み替える場合を含む。）の規定により共同担保目録を移送するときは、共同担保目録又はそれらの記載事項を転写して作成した共同担保目録を移送するものとする。

10 旧船舶登記規則第二十九条第三項から第六項までの規定は、船舶共担未指定登記所において登記官が作成する共同担保目録について、なおその効力を有する。この場合において、旧船舶登記規則第二十九条第四項中「場合において、第二十七条第五項の共同担保書面があるときは」とあるのは「ときは」と、一当該共同担保書面」とあるのは「令第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法第八十三条においては、信託目録つづり込み帳を備える。」

11 第二項の規定による共同担保目録の記載事項を転写して作成した共同担保目録」と、同条第五項中「共同担保書面」とあるのは「共同担保目録」とする。

（船舶等に係る信託目録）

第十一條 信託目録に関する事務について第二条第一項指定を受けていない登記所（以下この条において「信託目録未指定登記所」という。）においては、信託目録つづり込み帳を備える。

12 信託目録未指定登記所において電子申請により信託目録に記録すべき情報が提供されたときは、登記官は、書面で信託目録を旧船舶登記規則別記第九号様式により作成しなければならない。

13 前項の規定による信託目録は、第一項の信託目録つづり込み帳につづり込むものとする。

14 信託目録未指定登記所において書面申請により信託目録に記録すべき情報を記載した書面が提出されたときは、当該書面は、船舶登記令第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法第九十七条第三項の信託目録とみなす。この場合には、当該書面は、新船舶登記規則第四十条において準用する不動産登記規則第十九条の規定にかかわらず、第一項の信託目録つづり込み帳につづり込むものとする。

15 旧船舶登記規則第二十一条第三項及び第五項、第三十二条並びに第三十三条の規定は、信託目録未指定登記所の信託目録について、なおその効力を有する。

7 共同担保目録つづり込み帳は、記号ごとに別

第十二条 附則第三条の規定は、共同担保目録及
（船舶等に係る共同担保目録等の改製）
ボルト一表二、二集用一。

十七条の二及び第四十四条第二項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）並びに第二百九条の規定、第二条の規定による改正後の抵当証券法施行細則第二十二条（同令会

第四条 (船舶登記規則の一部改正に伴う経過措置)
この省令による改正後の船舶登記規則

四六

8 を妨げない
新船舶登記規則第四十九条において読み替えて準用する不動産登記規則第三十二条第一項（附則第四条第四項の規定により読み替える場合を含む。）の規定により共同担保目録を移送

(電子情報処理組織を使用する方法による船舶登記手続について準用する)
等に係る登記事項証明書の交付の請求)

並びに第二百九条の規定 第二条の規定によらず
改正後の抵当証券法施行細則第二十二条（同令
第五十三条において準用する場合を含む。）の
規定、第三条の規定による改正後の鉱害賠償登
録規則第二十条の規定、第四条の規定による改
正後の企業担保登記規則第五条の規定並びに第
五条の規定による改正後の船舶登記規則第二十
一条の規定にかかわらず、なお従前の例によ
る。

(以下この条において「新船舶登記規則」といいう。)第十八条第九号から第十二号まで(第四章第三節を準用する部分に限る。)の規定は、船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十三条第一項及び第二項に規定する各書面に関する事務について船舶登記令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第二百四十九号。以下「平成二十年政令」という。)第二条第二項の規定による指定を受けた登記所における登記

までの規定は、船舶共担未指定登記所において登記官が作成する共同担保目録について、なおその効力を有する。この場合において、旧船舶登記規則第二章第一項に「場合に」、「こと」として第四項に「場合に」、「こと」として

附 則（平成二年四月一日法務省令第一号）

附 則（令和二年三月三〇日法務省令第
八号）
（施行期日）
1 (一)の省令は、令和二年三月三十日から施行する。
(経過措置)

2
の規定による指定を受けた登記所における登記記録に係る船舶登記令第三十三条第三項において準用する不動産登記法第一百十九条第六項の規定による申出に関する手続について、当該指定を受けた日から適用する。

新船舶登記規則第四十九条において読み替えられて準用する新不動産登記規則第二百二条の四第四項（新不動産登記規則第二百二条の十五第三項）

第二項の規定による共同担保目録の記載事項を
転写して作成した共同担保目録」と、同条第五

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

関する申出及び請求については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第三十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十五条、第六十五条及び第六十八条（これらの規定をこの省令及び他の法令において準用する場合を含む。）

（前項の規定に依る登記を受ける船舶の登記を受ける場合を含む。）の規定は、船舶登記令第三十三条第三項において準用する不動産登記令百十九条第六項の登記記録に係る船舶の船籍港の所在地又は製造中の船舶の製造地を管轄する登記所が前項の指定を受けていない場合には、適用しない。

第二項 信託金に關する登記について 第二項指定期を受けていない登記所(以下この条において「信託目録未指定登記所」という。)においては、信託目録つづり込み帳を備える。
2 言合目録未登記所における電子申請によ

並びに第二百九条の規定並びに第二条の規定による改正後の鉱害賠償登録規則第二十条の規定並びに第三条の規定による改正後の企業担保登記規則第五条の規定並びに第四条の規定による改正後の船舶登記規則第二十一条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

ない場合には、適用しない。
**附 則（令和六年四月二二日法務省令第
三二号）抄**
（施行期日）
1 この省令は、令和六年六月二十四日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第三条の二の改正規定、第二条の改正規定、第三条の改正規定（商業登記規則第三十二条の改正規定

い。
前項の規定による信託目録は、第一項の信託
目録つづり込み帳につづり込むものとする。

附則（平成二十四年二月六日法務省令第四号）抄
（施行期日）

六号) (施行期日) 拷

提出されたときは、当該書面は、船舶登記令第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法第九十七条第三項の信託目録とみなされます。この場合には、当該書面は、新船舶登記規則第四十条において準用する不動産登記規則第

附 則（平成二七年九月二八日法務省令
第四三号）抄
（施行期日）
1 この省令は、不動産登記令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十七年十一月二一日）から施行する。
（聖 聞告書）

(三三号)
この省令は、民法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。
附 則（令和六年三月一日法務省令第七号）
(施行期日)
この省令は、民法等の一部を改正する法

5
このことの船は「これらものとする
旧船舶登記規則第三十一条第三項及び第五
項、第三十二条並びに第三十三条の規定は、信
託目録未指定登記所の信託目録について、なお
その効力を有する。

2
(経緯指摘)

第一条 この省令は、民法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

日から施行する。

別記第一号（第四十七条第二項第一号関係）

登記番号(郵便番号を除く) (郵便番号を除く)		
登記番号	郵便番号	登記番号
登記者(被保の者) (被保に算入する事項)		
被保番号	登記の目的	受取年月日、受取番号
被保の他の事項		
被保(乙)(被保以外の被保に算入する事項)		
被保番号	登記の目的	受取年月日、受取番号
被保の他の事項		
被保管理人(丙)(被保管理人に算入する事項)		
被保番号	登記の目的	受取年月日、受取番号
被保の他の事項		

別記第一号（第四十七条第一項第一号関係）

別記第二号(第四十七項第二項第二号関係) <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
扶 因 相 保 介 部		調取
記号及び番号		
事 号	指標の目的である種別の表示	料金番号
		子 国

別記第三号（第四十七条第一項第三号関係）

別紙第2号(第百四十七条第二項西目第二号認印) (甲)(送付年月日・受付年月日)	
信託事項	制約
事 号	受付年月日・受付年月日 予 満
1 受託者に関する事項	
2 受托料に関する事項	
3 受益者に関する事項	
4 信託各項	

別記第四号（第四十九条別表第百九十八条第一項の項関係）

別記欄四号（第百四十九条表第百八十八号第一項の範囲外）	
表題部	
権利部所有権	
権利部甲区	
権利部乙区	
特許権個人認定区	

別記第五号（第四十九条別表第一百九十八条第二項）	
基 調 用	
権 利 用 所 有 用	